

電気通信主任技術者資格者証交付申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄

(この欄に貼りきれないときは、他を裏面下部に貼ってください。
また、申請者は消印しないでください)

(収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に、「過納承諾 氏名」のように記入してください)

写真貼付欄

1 申請者本人が写っているもの

2 正面、無帽、無背景、上三分身で6月以内に撮影されたもの

3 縦30mm×横24mm

4 写真は資格者証に転写されるので、鮮明なものを枠からはみ出さないように貼ってください

郵便番号

住 所

(方) 電話 (日中の連絡先)

氏名	フリガナ(姓)	(名)
	漢字(姓)	(名)

生年月日			年		月		日
------	--	--	---	--	---	--	---

下の欄に住民票コード又は現に有する電気通信主任技術者資格者証、工事担任者資格者証若しくは無線従事者免許証の番号のいずれか1つを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類の提出を省略することができます。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左詰めで記入)

記入した番号の種類 (いずれかの□にレ印を記入してください。)

☐ 住民票コード (11桁)

☐ 電気通信主任技術者資格者証の番号

☐ 工事担任者資格者証の番号

☐ 無線従事者免許証の番号

資格者証の交付を受けたいので、電気通信主任技術者規則第39条の規定により、(別紙書類を添えて)申請します。

申 請 資 格		申 請 の 区 分	A	試験合格	受 験 番 号											(年 月 日合格)
A	伝送交換		B	養成課程修了	養成課程の名称 修了証明書の番号 (年 月 日修了)											
C	線路		C	総務大臣認定	認定番号 (年 月 日認定)											
			添 付 書 類		1 氏名及び生年月日を証する書類（住民票コード又は現に有する電気通信主任技術者資格者証、工事担任者資格者証若しくは無線従事者免許証の番号を記載しない場合） 2 養成課程修了証明書											

- ※ 試験に合格した日、養成課程を修了した日又は総務大臣による認定を受けた日から3月以内に申請してください。
- ※ 写真の裏面には、申請に係る資格及び氏名を記載してください。
- ※ 氏名及び生年月日を証する書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書等の公的書類を添付してください。なお、これらのコピーは原本と相違ないことが確認できない場合は認められません。
- ※ 資格者証の郵送を希望するときは所要の郵便切手を貼り、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合はそれに準じた方法により申請してください。

注1 生年月日は、次により記載すること。

- (1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。
- (2) 年月日のいずれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。

(記載例)

生	年	月	日	S	2	1	0	1	0	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 2 申請資格の欄は、該当する資格の記号1つを○で囲むこと。
- 3 申請の区分の欄は、該当する区分の記号1つを○で囲み、必要事項を記入すること。
- 4 添付書類の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。

電気通信主任技術者資格者証の交付申請について

申請できる資格

- 1 電気通信主任技術者試験に合格した資格の交付申請
- 2 養成課程を修了した資格の交付申請

※ 資格者証の交付申請は、必ず試験に合格した日から3月以内に行ってください。期限を過ぎた場合には資格者証の交付ができなくなります。

必要書類等

(1) 電気通信主任技術者資格者証交付申請書

申請書は申請書様式の注意書きを参考にして次の要領で作成してください。

- ・ 手書きをする場合は、黒若しくは青のボールペン又は万年筆で記入してください。書き損じた場合は二重線で消した上で訂正してください。
- ・ 鉛筆や温度変化によりインクが無色となる筆記具（消えるボールペンなど）による記載は認められません。
- ・ 資格者証交付手数料として、国（日本政府）が発行する1,700円分の収入印紙を貼付してください（都道府県等で発行する収入証紙ではありません。ご注意ください。）。
- ・ 収入印紙は、割印・消印等はしないでください。また、重ならないよう貼付してください。
- ・ 申請者の都合により多く納める場合は、収入印紙貼付欄の下に「過納承諾 ○○（氏名）」のように記入してください。なお、記載が無い場合、資格者証の交付ができません。
- ・ 収入印紙は当局では用意しておりません。お近くの郵便局等で購入してください。

(2) 氏名及び生年月日を証する書類（住民票コード、他の資格者証等の番号を記入した場合は、必要ありません）

以下の例のとおり、市町村長等から交付を受けたもので氏名及び生年月日を証明する書類を添付してください。

例：住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書、外国人登録済証明書（いずれもコピー不可）
（なお、直接当局へ出向き提出する場合で、証明書類とその写しの提出を受けることで当該書類の写しであることが確認できるときは、運転免許証、国民健康保険、健康保険又は船員保険の被保険者証、共済組合員証等でも結構です。）

(3) 写真(1枚)

- ・ 縦30mm×横24mm、過去6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの。
- ・ 裏面に資格及び氏名を記入し、所定欄に貼付してください。
- ・ 申請書に貼付された写真が資格者証の写真となります。写真が不鮮明な場合や大きさが不適合の場合など、他の写真の再提出をお願いする場合があります。

(4) 養成課程の修了証明書（養成課程の修了による申請の場合に限ります）

養成課程を修了した機関で発行された養成課程の修了証明書を添付してください。

(5) 返信用封筒及び切手

資格者証の返信に郵送を希望する場合は、確実にお手元に届く住所、申請者の氏名を記入し、必要額の切手（定形の普通郵便であれば110円分）を貼付した返信用封筒を同封してください。

郵便事故による亡失を防ぐため、できる限り簡易書留等をご利用されることを推奨します。

なお、資格者証の窓口交付を希望する場合、返信用封筒は不要です。

以上の書類等の準備が整いましたら、下記提出先に送付してください。

(6) その他

- ・ 添付書類・返信用封筒等は折り曲げて封入していただいて結構ですが、写真が折れ曲がらないように注意してください。
- ・ お送りいただく封筒表面に「電気通信主任技術者資格者証交付申請」と赤字で記載してください。
- ・ 試験合格の場合、試験結果通知書の添付の必要はありません。
- ・ 資格者証に印字する文字は、常用漢字で代用させていただくこともあります。あらかじめご了承ください。
- ・ 交付申請は、必ず、合格日又は修了日から3月以内に行ってください。

申請後、1月程度経過しても資格者証が届かない場合は、信越総合通信局（下記）までお問い合わせください。

なお、郵送の場合は、期限日の消印有効として取り扱います（既取得の資格同士の組み合わせによる総合通信の交付申請及び訂正・再交付申請については随時申請可能です。）。

- ・ 電話及び窓口受付の時間は平日9時から12時、13時から17時となっております。担当者不在等により対応できないことがありますので、来局の際には事前にご連絡ください。

【提出先・お問い合わせ先】

〒380-8795 長野市旭町 1 1 0 8（長野第1合同庁舎）

総務省 信越総合通信局 情報通信部 電気通信事業課

電話：026-234-9972

E-mail：shinetsu-jigyo@soumu.go.jp